

通達甲監察第42号

令和5年6月13日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察職員の適法な職務執行により損失を受けた者に対する見舞金支給要綱
の制定について

警察職員の職務執行に対する県民の理解と協力の確保を図るため、この度、別添のとおり新たに茨城県警察職員の適法な職務執行により損失を受けた者に対する見舞金支給要綱を制定し、令和5年6月15日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

茨城県警察職員の適法な職務執行により損失を受けた者に対する見舞金支給要綱

1 趣旨

この要綱は、職員（会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下同じ。）の適法な職務執行により損失を受けた者に対する見舞金の支給に関し必要な事項を定める。

2 支給要件

見舞金の支給は、次のいずれにも該当する場合に行うことができる。

- (1) 損失を受けた者が、職員又は被疑者その他の見舞金を支給するのが適当でない者でないこと。
- (2) 損失の程度が相当な範囲であること。
- (3) 損失を受けた者が、当該損失の原因となった職員の職務執行が適法であると認めていること。
- (4) 法令その他の規程による補償等により損失が回復されないこと。ただし、補償等がなされる場合であっても、損失が十分回復されないときは、この限りでない。
- (5) 損失を受けた者が見舞金の支給を求めていること。

3 支給の制限

損失が発生したことにつき、当該損失を受けた者の責めに帰すべき事由があるときは、見舞金の全部又は一部を支給しないこととする。

4 見舞金の額

- (1) 見舞金の額は、時価等を考慮して算出した損失の原状回復に必要な額とする。
- (2) (1)による算出の対象となる損失は、職員の職務執行によって直接的に発生したものに限ることとする。

5 事案の報告等

- (1) 所属長は、2に規定する支給要件に該当すると認められる事案（以下「支給検討事案」という。）を認知したときは、損失の状況を明らかにする写真その他関係資料を添付した見舞金支給検討事案認知報告書（別記様式第1号）により、速やかに警務部監察室長（以下「監察室長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。
- (2) 監察室長は、(1)の報告があったときは、警務部会計課長（以下「会計課長」

という。)及び損失の原因となった職務執行に係る業務を主管する警察本部の所属長(以下「主管課長」という。)と十分な協議を行った上で、必要な調査を実施すること。

6 審査委員会

(1) 設置

警察本部に、見舞金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(2) 構成

審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 委員長 警務部首席監察官

イ 委員 監察室長、会計課長、警務部監察官(訟務担当)及び主管課長

(3) 運営

ア 委員長は、審査委員会を招集し、会議を主宰する。

イ 委員長に事故あるときは、監察室長がその職務を代行する。

ウ 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

エ 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

オ 委員は、審査の対象が自己に関する支給検討事案であるときは、審査委員会への出席を回避しなければならない。

カ 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、損失の原因となった職務執行をした職員その他の関係者に審査委員会への出席を求め、これらの者から実情を聴取し、又はこれらの者の陳述を聴くことができる。

キ 審査委員会の庶務は、警務部監察室において行う。

(4) 特例

委員長は、審査委員会が審査する支給検討事案のうち、軽易なものについては、持ち回り審査によることができる。

7 見舞金の審査及び決定

(1) 審査委員会は、5(1)の報告のあった支給検討事案について、5(2)の監察室長による調査の結果その他の事情を踏まえ、見舞金の支給の要否及び見舞金の額を

審査し、見舞金支給検討事案審査調書（別記様式第2号）を作成の上、審査結果を本部長に報告すること。

(2) 本部長は、(1)の審査委員会の報告に基づき、見舞金の支給の要否及び見舞金の額を決定する。

(3) 監察室長は、(2)の決定があったときは、見舞金支給（不支給）決定通知書（別記様式第3号）により5(1)の報告を行った所属長に当該決定を通知すること。

8 見舞金の支給等

(1) 7(3)の通知を受けた所属長は、速やかに当該通知に係る損失を受けた者に7(2)の決定を通知し、見舞金を支給する決定があった場合においては、当該見舞金の支給を受けようとする者に、次の事項を誓約する書面を監察室長に提出させること。

ア 見舞金の支給後、損失の原因となった職員の職務執行に関し、損害賠償請求その他いかなる請求も行わないこと。

イ 9の規定により見舞金の返還請求があったときは、速やかに応じること。

(2) (1)の書面の提出を受けた後、監察室長は見舞金の支給の会計手続をとるよう会計課長に依頼し、当該依頼を受けた会計課長は速やかに見舞金の支給を行うこと。

9 返還請求

損失の原因となった職員の職務執行に関し、見舞金の支給を受けた者が損害賠償を請求する等、見舞金の支給が適当でないと認められる事情が生じたときは、監察室長は、当該見舞金の全部又は一部の返還を求めることとする。

10 協力援助した者の行為への準用

この要綱の規定は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条に規定する警察官の職務に協力援助した者の行為により損失を受けた者がある場合について準用する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、監察室長が別に定める。

<様式略>